



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*1 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (NPO協働推進課)

○ 告示

45 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)

46 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (")

47 " (")

48 " (")

49 " (")

50 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)

○ 監査公表

監査公表第1号

監査公表第2号

監査公表第3号

監査公表第4号

監査公表第5号

監査公表第6号

監査公表第7号

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第8号様式、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

告 示

和歌山県告示第45号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月21日まで縦覧に供する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成16年12月21日

2 名称

特定非営利活動法人リトルハンド

3 代表者の氏名

田中康嗣

4 主たる事務所の所在地

橋本市隅田町真土187番4号

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、ならびにその家族等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり、各種の弊害を受けることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通した町作りを為すことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで、社会に貢献、地域住民に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第46号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月26日まで縦覧に供する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成16年12月26日

- 2 名称
特定非営利活動法人ヒューネット新宮
- 3 代表者の氏名
中上純一
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市新宮4497番地の7
- 5 定款に記載された目的
この法人は、人権、福祉、子育て、環境保護を基調に、住民の自己実現と地域福祉の確立に向け、地域住民に対しまちづくり運動を推進していくことを目的とする。

和歌山県告示第47号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月28日まで縦覧に供する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成16年12月28日
- 2 名称
特定非営利活動法人SPORTS PRODUCE熊野
- 3 代表者の氏名
角口賀敏
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市船町2丁目4番地の4 船町ハイツ1F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、健全な市民生活を営み、地域社会を構成する人々に対して、スポーツを通じて更なる活性化と相互交流によって培われた精神を、広く地域社会・人々に還元することを目的とする。

和歌山県告示第48号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月28日まで縦覧に供する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日

平成16年12月28日

- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県腎友会
- 3 代表者の氏名
竹内拓
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市手平5丁目1番15号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、腎臓病患者に対して、腎臓病に関する正しい知識の普及、および社会啓発ならびに自立と社会参加の促進に関する事業を行い、県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第49号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月28日まで縦覧に供する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成16年12月28日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌浦
- 3 代表者の氏名
中村和子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市新和歌浦2番2号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般住民に対して、地域の文化、自然資源などを生かした地域活性化推進事業を行い、まちづくりの推進及び人的交流の促進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年1月18日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄 100 みなべ町保健福祉センター	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協はあと館	日高郡みなべ町芝 445-2 はあと館	訪問介護 訪問入浴介護	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協ふれ愛	日高郡みなべ町東本庄 100 みなべ町保健福祉センター	居宅介護支援 事業	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町訪問看護ステーション	日高郡みなべ町芝 445-2 はあと館	訪問看護	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協はあとプラン	日高郡みなべ町芝 445-2 はあと館	居宅介護支援 事業	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協二子の里	日高郡みなべ町埴田 1430 デイサービスセンター二子の里	通所介護	平成 17.1.4
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	みなべ町社協ゆうゆう館	日高郡みなべ町埴田 1444-1 デイサービスセンターゆうゆう館	通所介護	平成 17.1.4

監査公表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成16年11月16日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
南紀白浜空港管理事務所	平成16年11月16日
近畿自動車道紀南高速事務所	"
和歌山県立田辺高等学校	"
和歌山県立田辺工業高等学校	"
和歌山県立南紀高等学校	"
和歌山県立熊野高等学校	"
和歌山県立南紀養護学校	"
和歌山県立はまゆう養護学校	"
和歌山県田辺警察署	"
和歌山県白浜警察署	"
西牟婁郡町村児童福祉施設組合	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成16年11月18日及び25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	平成16年11月18日
西牟婁振興局県民行政部	平成16年11月25日
西牟婁振興局健康福祉部	"
西牟婁振興局農林水産振興部	"
西牟婁振興局建設部	"
和歌山県紀南児童相談所	"
和歌山県立田辺高等技術専門校	"
西牟婁地方教育事務所	"
和歌山県立田辺商業高等学校	"
南紀白浜空港ビル株式会社	"
社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 南紀福祉センター	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

西牟婁振興局県民行政部

県税の未収金については、前年度に比べ減少しているが、引き続き継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

西牟婁振興局健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、

前年度に比べ減少しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

西牟婁振興局建設部

土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の減少に努められたい。

和歌山県紀南児童相談所

児童福祉施設負担金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、未収金の新規発生防止、債務者への償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第3号

平成16年8月20日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

- 1 監査対象機関名 和歌山県子ども・障害者相談センター
- 2 監査実施年月日 平成16年8月5日
- 3 監査の結果

児童福祉施設負担金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、長期継続滞納など、徴収の困難な案件が多いと思われるが、債権管理に努めるとともに、新規未収金の発生防止に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

特に現年度分の未収金発生防止に重点を置き地区担当者と徴収担当者との連携を密にし、徴収担当者が施設措置時の面接に同席し、負担金制度の説明、口座振替の推奨を行っています。

また、保護者との人間関係や信頼関係に基づく納入意識の向上、退所時の未納額のチェック強化に努め納入指導等について組織的な取組を実施しています。

過年度分につきましては、納入義務者自身が生活困窮に陥ったり、転居先不明であったり、本人の障害者年金を保

護者が管理し、生活費や借金返済に充てるというケース等が多く、未収金回収は困難を極めています。

これらの滞納者に対しては、粘り強く夜間等の徴収を続け、分納を推進し、滞納額の減少に努めてまいりました。

今後も、個別訪問を徹底し、早期回収、固定化防止と累積額の減少に努めてまいります。

和歌山県監査公表第4号

平成16年8月20日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

- 1 監査対象機関名 海草振興局
- 2 監査実施年月日 平成16年8月6日
- 3 監査の結果

税務部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

建設部

建設部における土木工事業費の繰越額は、前年度に比べ減少しているが、依然として多額の繰越しとなっているため、その縮減に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

税務部

今年度においても引き続き「徴収対策本部」を設置し、昨年度以上に、より高い目標を掲げて進行管理を徹底させ、特に、高額滞納事案、累積滞納事案に対する差押え処分の強化に努めて参ります。

徴収対策の充実、強化を図るために次の4つの手法や制度を導入します。

- ① 滞納者の利便性を確保するための「休日夜間納税窓口」の設置

- ② 勤務時間終了後の滞納者との交渉を図るためのフレックス勤務の活用
- ③ 不動産や電話加入権の公売の定期的な実施
- ④ 徴収業務を行う「納税推進員(非常勤)」の活用

また、個人県民税の徴収対策についても、関係市町と連携した「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じてより一層連携を深め、共同徴収及び共同催告等を実施し、県税の収入確保に努めてまいります。

健康福祉部

貸付金の未償還金の整理につきましては、当健康福祉部の大きな課題として受けとめ、従来から償還の推進に努めてきているところであります。

まず、新規に貸付けを行う者に対しては、本人、連帯保証人、連帯借主の同席のもとでこの貸付制度の趣旨を徹底しています。

特に、本人からの償還が困難になった場合は、連帯保証人及び連帯借主が償還の義務を負うことについての了承を得、新規貸付分からの滞納が発生しないよう努力しています。

次に、既貸付分で滞納が発生している者については、訪問や電話、手紙による督促を行うとともに、本人及び連帯保証人等の生活状況、就業状況の把握に努め、月々の償還を指導しているところであります。

今後も、償還が困難なケースについては、子育て推進課と協議しながら、粘り強く未償還金の回収に努めてまいります。

建設部

土木工事事業費の繰越額については、毎月事業進行管理会議を開き、各事業箇所の問題点を洗い出し、問題解決に向けて建設部一体となって取り組み、発注時期を早め繰越額の縮減に努力しております。

平成16年度は事業執行を確実なものとするため、新年度入りする前から発注計画の事前取組を行い、工事の発注時期を早め、繰越額の縮減に努めております。

和歌山県監査公表第5号

平成16年10月26日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

- 1 監査対象機関名 伊都振興局
- 2 監査実施年月日 平成16年9月30日
- 3 監査の結果

県民行政部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ減少しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

農林水産振興部

過年度未登記用地については、登記事務処理の促進に努めるとともに、未登記の新規発生防止に努力されたい。

建設部

- (1) 土木使用料の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、債務者の実情を把握し、未収金の早期整理に努められたい。
- (2) 建設部における土木工事事業費の繰越額は、前年度に比べ減少しているが、依然として多額の繰越しとなっているため、その縮減に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保については、早期の納税交渉の開始、公共料金引落口座の調査等による幅広い資産調査の実施、厳格な差押えの実行により滞納処分の強化に取り組んでいます。

また、平成15年度に引き続き伊都地域県税徴収対策本部を設置し、徴収目標及び行動目標を設定しその進行管理を適切に行うとともに、平成17年5月までの毎月、計13日間の夜間納税窓口を、8月、12月、5月に計4日間の休日納税窓口を開設し、併せて臨戸徴収、電話催告を実施して収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めています。

健康福祉部

新規未償還金の発生防止については、貸付申請時の調査の徹底及び申請者・連帯保証人等への同席面接を実施し償還義務の周知徹底を図っています。

また、未納者につきましては、定期的に電話、文書、訪問等を行うとともに、特別に償還強調月間を設ける等、償還の督促に努めています。

農林水産振興部

地積調査事業の積極的な推進と公共嘱託土地家屋調査士協会の活用を行い、登記事務処理の促進に努めています。

建設部

(1) 債務者の実情把握に努めるとともに、電話督促、夜間徴収、保証人との接触等あらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の整理に鋭意努力しています。

(2) 繰越額の縮減を図るため、定期的に進行管理会議を開催し、各事業の問題点の早期発見・早期解決、予算の効率的な執行等を行い、繰越額のなお一層の縮減に努めています。

和歌山県監査公表第6号

平成16年10月26日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

2 監査実施年月日 平成16年9月30日

3 監査の結果

病院使用料等の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後とも、その縮減に取り組み、早期解決に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

未払い患者の管理と早期徴収を心がけ文書・電話・訪問等による納入督促を行いました。また、市町村の高額療養費の委任払い制度の活用等による救済制度等の教示等を行いました。さらに病棟との連携や事前の相談を受けたり、退院時に際し支払いできない患者からは、必ず納入誓約書を徴している。

和歌山県監査公表第7号

平成16年10月26日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治

法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 那賀振興局

2 監査実施年月日 平成16年10月1日

3 監査の結果

県民行政部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ減少しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

(2) 生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

農林水産振興部

過年度未登記用地については、登記事務処理の促進に努めるとともに、未登記の新規発生防止に努力されたい。

建設部

土木使用料の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、債務者の実情を把握し、未収金の早期整理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税収入確保と税負担の公平を図るため、税務職員が全力で次の取り組みを進め、収入未済額の縮減に努める。

① 那賀地域県税徴収対策本部を昨年に引き続き設置し、徴収目標及び行動目標の設定並びに進行管理の徹底をはじめ滞納整理の強化を図っている。

② 納税者の利便性の向上のため、8月1日、12月19日、5月28日・29日の休日窓口(9時から17時)及び毎月第4木曜日(20時まで)の夜間窓口を開

設。

- ③ 大口滞納事案や困難事案について、本庁税務課に設置された「徴収特別対策チーム」を活用し、指導・助言を得ながら積極的に取り組んでいく。
- ④ 個人県民税の徴収対策については、市町村との積極的な協議を実施するとともに市町村幹部との意見交換、共同徴収、共同催告、滞納処分研修等、個人県民税の縮減を図るため、滞納整理の強化に取り組んでいる。

健康福祉部

- (1) 新規未償還金の発生防止のため、貸付時に徹底した調査と面談を行い厳正な貸付けに努め、母子寡婦世帯の実情を考慮した適切な償還指導と未償還金の早期整理に努力します。
- (2) さらに徹底した調査や訪問を行い不正受給の防止に努め、生活の自立を支援しながらねばり強く返還金の償還指導を行い、未収金の早期整理に努力します。

農林水産振興部

登記事務促進対策事業予算の確保に努めるとともに、各町で実施中の地籍調査事業にも協力いただき、未登記処理にあたってまいります。

建設部

土木使用料の未収金については、今後とも、債務者の実情を把握するとともに、連帯保証人への督促、法的措置の適用等、建設部の課題として、なお一層未収金の回収に努めてまいります。